



平成26年2月15日(土)

国土交通省関東地方整備局



高崎河川国道事務所

記者発表資料

国道17号の通行止めについて（第二報）

除雪作業のため通行止めを実施している下記区間については、落雪の除去、スタック車両の除去等により引き続き除雪作業が必要なため、通行止めの期間及び区間を延長します。

規制解除時刻は目途が立った時点でお知らせします。

規制区間：国道17号

場 所：変更前：群馬県みなかみ町大字永井

変更後：群馬県みなかみ町猿ヶ京温泉～

新潟県南魚沼郡湯沢町三国

延 長：変更前：約50m

変更後：12km

規制期間：平成26年2月15日（土）

変更前：3時30分～9時00分

変更後：3時30分～

※高速道路・一般道の交通規制情報はこちらをご覧ください。

日本道路交通情報センター <http://www.jartic.or.jp/index.html>

記者発表クラブ

刀水クラブ テレビ記者会

問合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 高崎河川国道事務所
住所：群馬県高崎市栄町6-41 電話：027-345-6000（代）

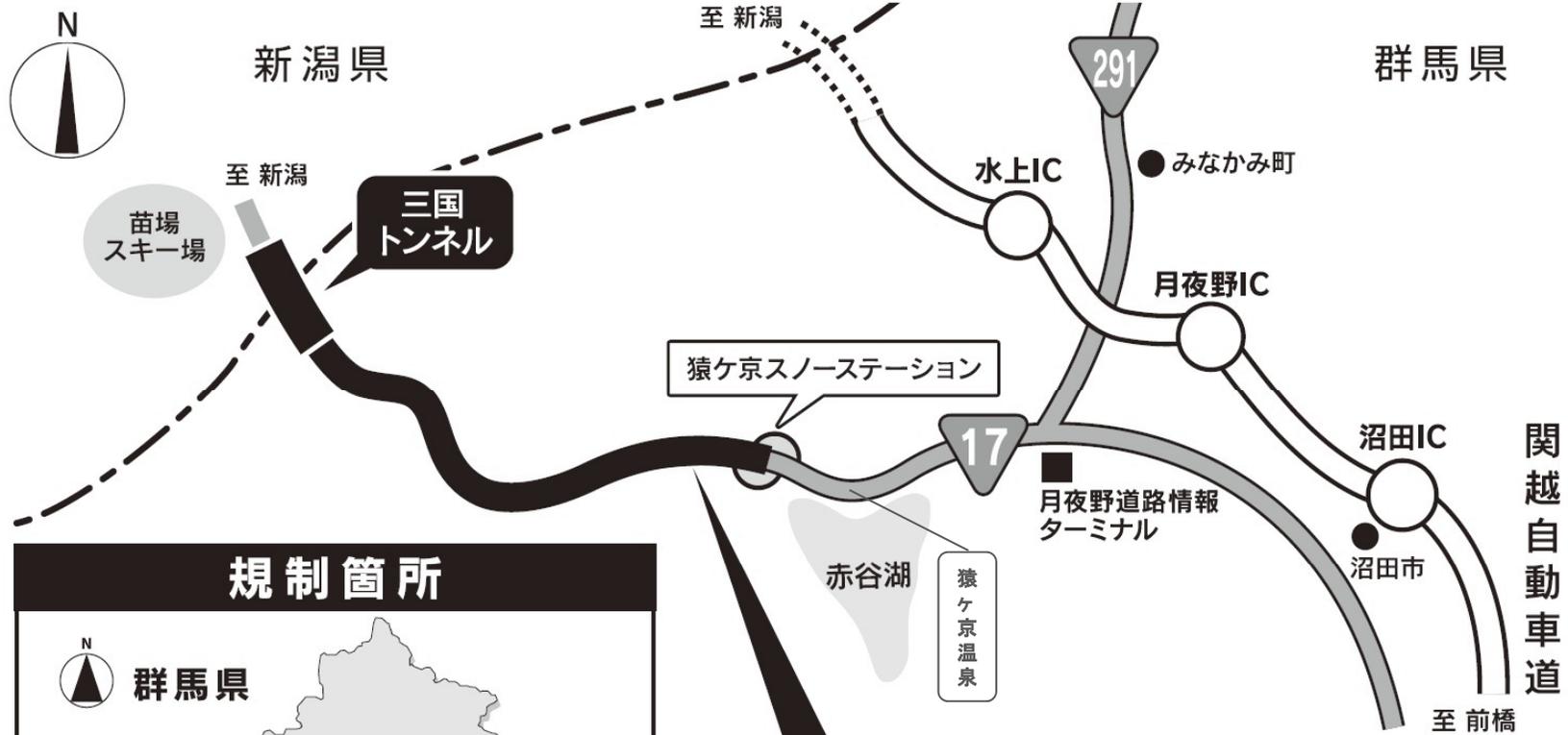
副 所 長 近藤 誠一郎（こんどう せいいちろう） 内線：204

建設専門官 森田 信介（もりた のぶすけ） 内線：511

高崎河川国道事務所ホームページ

高崎河川国道 検索

規制箇所拡大図



国道17号

<通行止区間>

利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉～
新潟県南魚沼郡湯沢町三国/12.0km/